

医政安発 0123 第 1 号
令和 8 年 1 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室長
(公 印 省 略)

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針
—説明と対話の文化の醸成のために—」の改定について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

医療対話推進者の業務及びそれらを担うことになる者を養成する医療関係団体等が主催する研修の内容に関しては、「「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」の送付について」（平成 25 年 1 月 10 日付け医政総発 0110 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「平成 25 年通知」という。）により留意点を示してきたところです。

今般、平成 25 年通知で示した「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」における課題点を抽出し改訂を行うため、厚生労働科学研究「医療対話推進者の質向上と医療機関内の医療安全管理部門との連携に向けての研究」（研究代表者：中京大学法務研究所稲葉一人）を実施し、「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」（令和 8 年改定版）（以下「指針改定版」という。）が作成されましたので別添 1 のとおりお知らせします。

貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、別添 2 の新旧対照表を参考に指針改訂版を御確認の上、医療対話推進者の業務を改めて見直す、貴官下医療機関等に周知方お願いします。